

配偶者居住権

民事信託

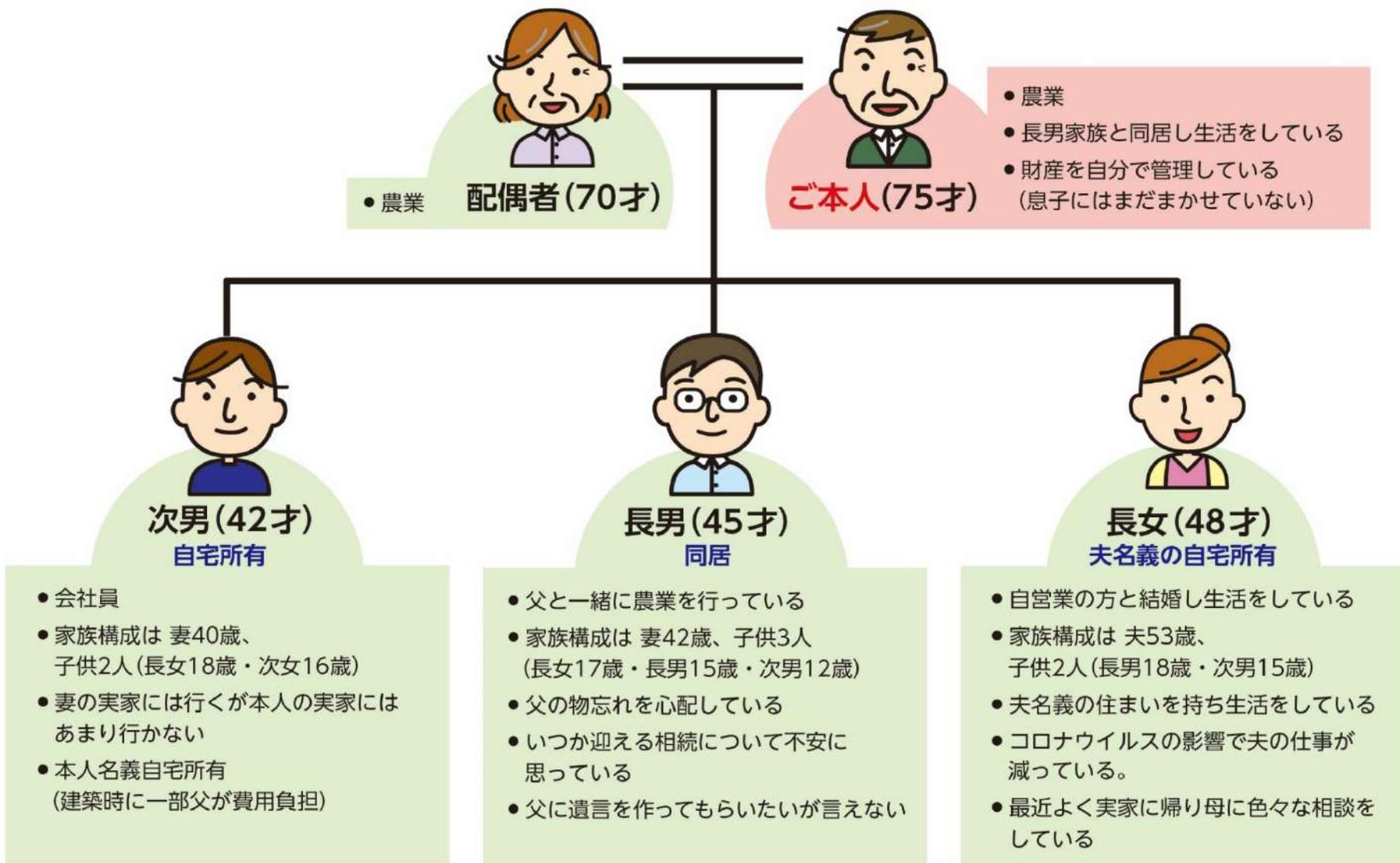
# コロナ禍での資産運用

～ トークライブ ～

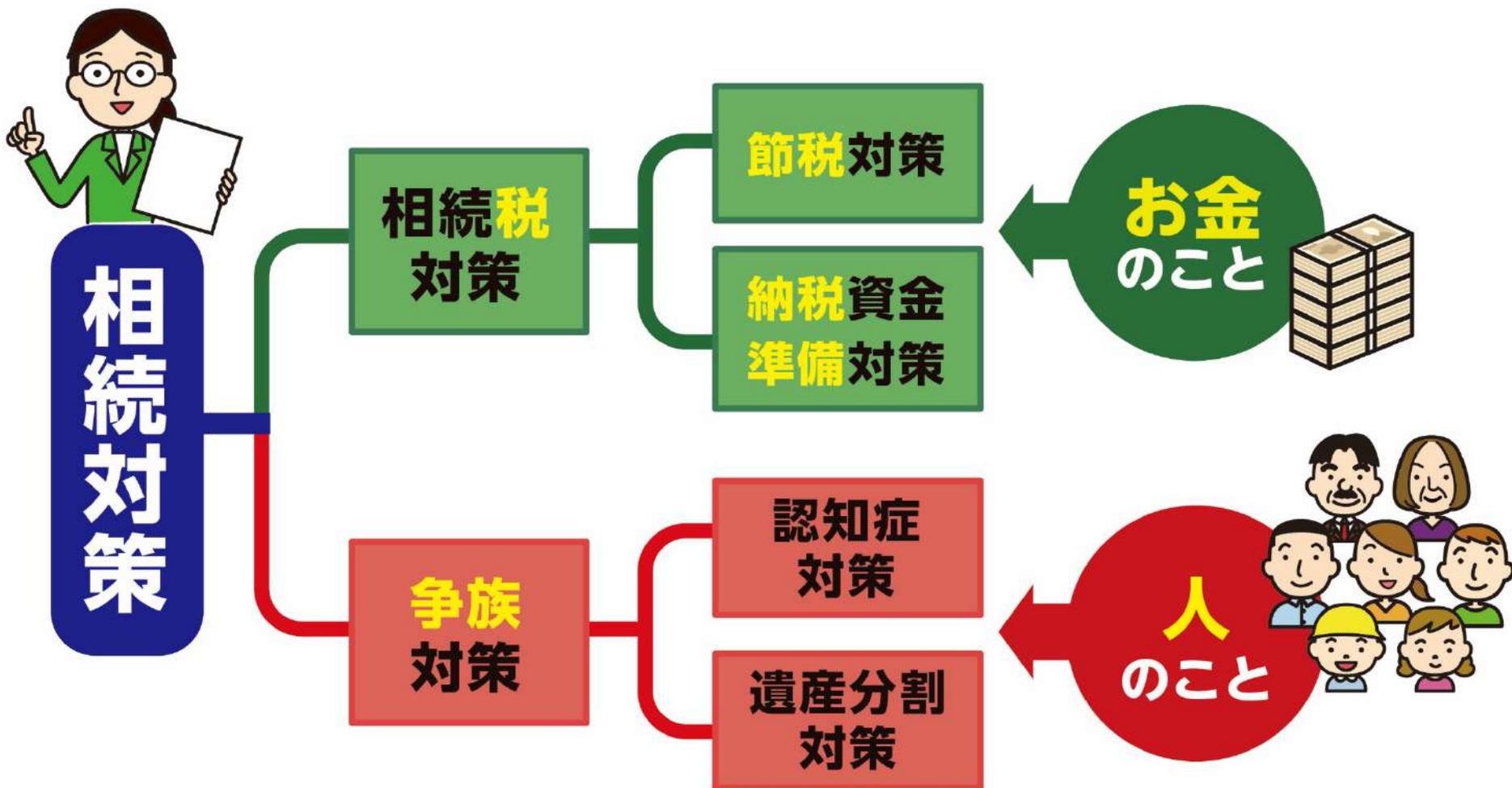
令和3年7月10日

協賛 あさか野農業協同組合 全国農業協同組合連合会埼玉県本部

# 事例：家族構成



# 『相続対策』には、何があるのでしょうか？



# 『相続対策』の具体的な内容とは？

	分類	具体的な方法	ページ
<b>お金</b> のこと	1. 節税対策	① 農地等の相続税の納税猶予制度の検討 ..... ② 生産緑地の追加指定 ..... ③ 共済の加入 ..... ④ アパート建築・太陽光発電システムの設置 ..... ⑤ 養子縁組 ..... ⑥ 配偶者居住権の設定 ..... ⑦ 墓地・墓石 .....	P.4 P.6 P.7 P.9 P.10 P.11 P.15
	2. 納税資金準備対策	① 生前贈与 ..... ② 不動産売却検討 ..... ③ 事前測量 ..... ④ 駐車場検討 ..... ⑤ 納税資金の融資 .....	P.19～21
<b>人</b> のこと	1. 認知症対策	① 任意後見 ..... ② 財産管理委任契約 ..... ③ 民事信託 .....	P.22～32
	2. 遺産分割対策	① 遺言書作成（付言事項） ..... ② 親族間会議 ..... ③ 遺留分の検討 .....	P.33

## お金のこと：節税対策-①農地等の相続税の納税猶予制度の検討

- 「農地に対する**相続税の大部分を猶予**します」という相続税の制度
- 特定市街化区域内は、**生産緑地**地区内、または**田園住居地域**内の農地でなければ**納税猶予を適用できない**
- 猶予期間中に肥培管理を放棄した場合には、猶予されていた相続税、猶予期間中の利子税（利息）を支払う必要がある（**終身営農が条件です**）
- 農地を相続し、納税猶予を適用した方が亡くなられたときに、**猶予していた相続税が免除**される
- 亡くなられた方が農業を営んでおり、土地を相続して納税猶予を受ける方は、**終身、農業経営を行う必要がある**  
（H30年改正で一定の都市農地の貸付け特例が創設された）



## お金のこと：節税対策-①生産緑地制度と納税猶予制度の違い

	生産緑地制度	相続税納税猶予制度
① 法律	生産緑地法	租税特別措置法
② 税金	固定資産税の軽減 (宅地並み課税の例外)	相続税の猶予
③ 営農義務	30年又は 主たる農業従事者の 死亡等	農業相続人の死亡時まで (終身営農)
④ 利用制限	農業用施設 農作物直販所・農家レストラン等の 設置も可	耕作目的地に限定

# お金のこと：節税対策-②生産緑地の追加指定

都市農業の振興、及び都市農地の保全のため、生産緑地の追加指定を実施している自治体がある

面積要件が**500㎡以上**から、**300㎡以上**に引き下げられている

## 対象農地

市街化区域内の農地等で、下記のいずれにも該当しないものが対象となります

1. 商業地域または近隣商業地域内にあるもの
2. 着工が確実な道路や公園等の区域と重複しているもの
3. 農地転用の届出をしているもの
4. 過去に生産緑地であったもの



## 指定要件

指定にあたっては、下記の要件をすべて満たしている必要があります

1. 公害または災害防止など、都市環境の保全に相当の効用があること
2. 公共施設等の用地として適していること
3. 既存の生産緑地地区も含め、一団の農地等として、面積が300平方メートル以上であること
4. 農業の継続が可能な条件を備えていること
5. その他、市が定める基準を満たしていること

## 死亡共済金の非課税枠とは

死亡共済金の非課税枠を計算する式

$$\boxed{500\text{万円}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{法定相続人} \\ \text{の数} \\ \text{♀ ♂ ♂} \end{array}} = \boxed{\text{死亡共済金の} \\ \text{非課税枠}}$$

相続人が3人の場合の死亡共済金の非課税枠

$$\boxed{500\text{万円}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{法定相続人の数} \\ \text{3人} \\ \text{♀ ♂ ♀} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{死亡共済金の} \\ \text{非課税枠} \\ \text{1,500} \\ \text{万円} \end{array}}$$

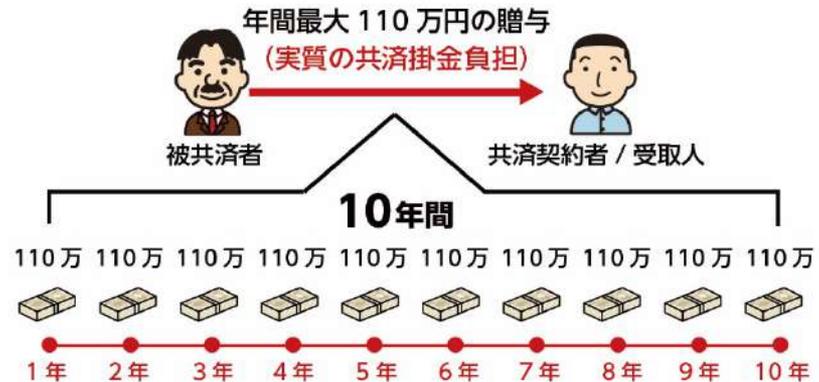
非課税

死亡共済金のうち **1,500万円**までは  
相続税がかからない！

- 死亡共済金は  
受取人の指定が可能のため  
遺言の代わりにもなる



- 共済掛金の生前贈与を  
使った節税対策も有効



死亡共済金で、納税資金となる現金を準備することができる

## アパート建築による相続税評価減

【事例】**雑種地** (朝霞市300㎡)

土地：5,100万円 (更地評価) = **5,100万円**

→ **賃貸住宅を建築**

(5,000万円の借入で建築 家屋評価3,000万円)

土地：5,100万円 × (1 - 0.6 × 0.3) = **4,182万円** (貸家建付地評価)

建物：3,000万円 × (1 - 0.3) = **2,100万円** (貸家評価)

### 評価差額

土地：4,182万円 (貸家建付地評価) - 5,100万円 (更地評価) = **△918万円**

建物：2,100万円 (貸家評価) - 5,000万円 (借入金) = **△2,900万円**

**評価差額：3,818万円**



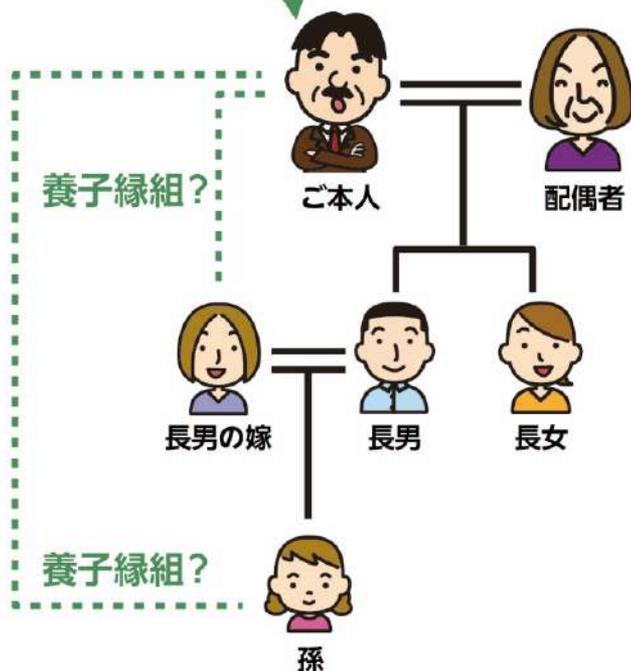
# お金のこと：節税対策-⑤養子縁組

- 相続を考えた養子縁組は**何人でも可能**
- 相続税対策の場合は**上限**がある

法定相続人として含まれる養子の人数は

**実子がいる場合：1名**    **実子がない場合：2名**

もし、万が一のことが  
あったら・・・



相続における**3**つのメリット

- ① 相続税の基礎控除を増やせる
- ② 死亡共済金の非課税枠を増やせる
- ③ 孫の養子は一代飛ばして財産を渡せる

注意すべき**3**つのポイント

- ① 相続人一人あたりの相続分が減る
- ② 相続税が2割加算されることがある
- ③ 法定相続人が減ることがある

「**配偶者居住権**」はご自宅に、配偶者が亡くなるまで住み続けられる権利

- 2020年4月以降の相続から適用
- 登記することができる
- 第三者に売却することはできない
- 配偶者と土地の所有者は、「**小規模宅地等の特例**」の適用が可能
- **将来、配偶者が亡くなったときの相続財産にならない → 相続税がかからない**

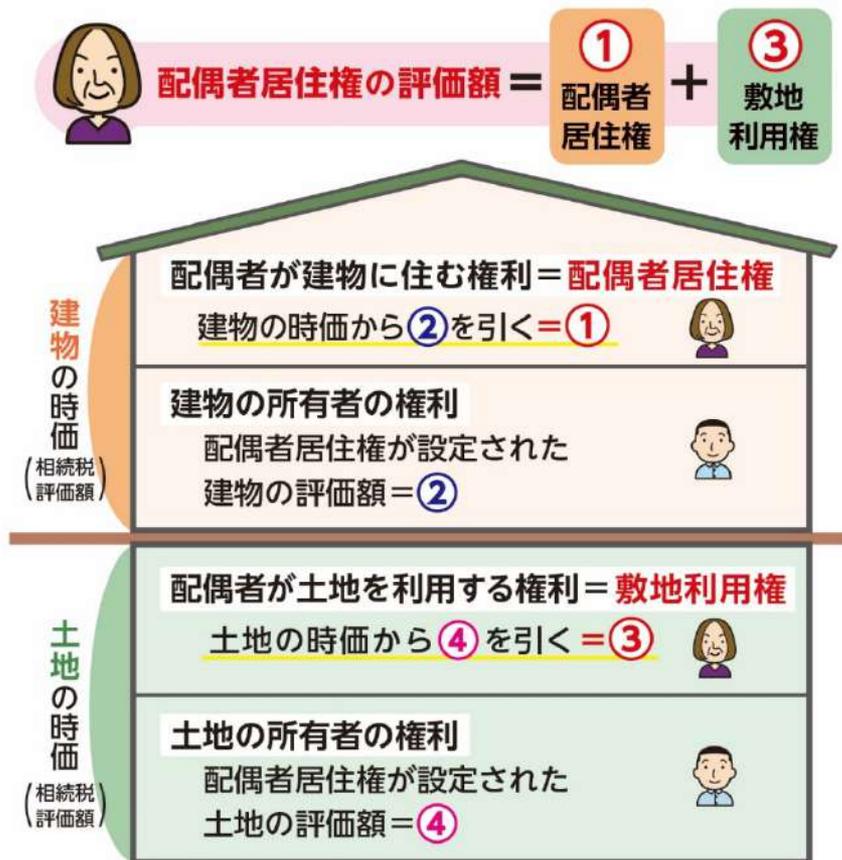
【配偶者居住権設定に伴う不動産の**4つ**の権利】

**建物**：① 配偶者居住権 …… 配偶者の権利

② 建物の所有権 …… 配偶者以外の相続人（例：長男）が相続する権利

**土地**：③ 敷地利用権 …… 配偶者の権利

④ 土地の所有権 …… 配偶者以外の相続人（例：長男）が相続する権利



# お金のこと：節税対策-⑥「配偶者居住権」制度開始前との比較

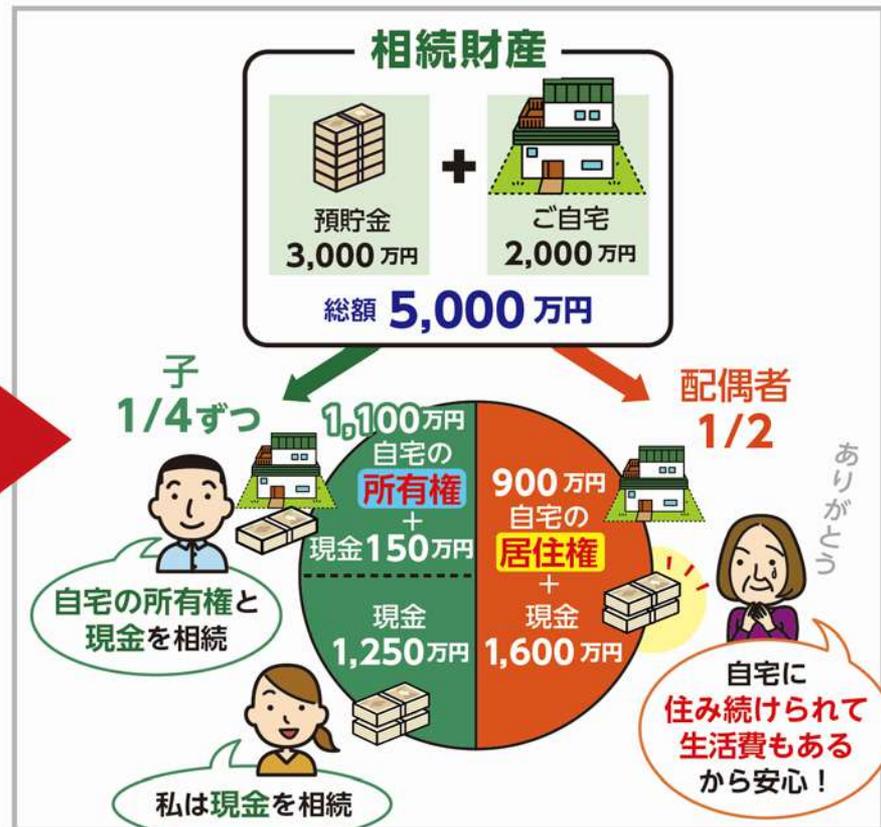
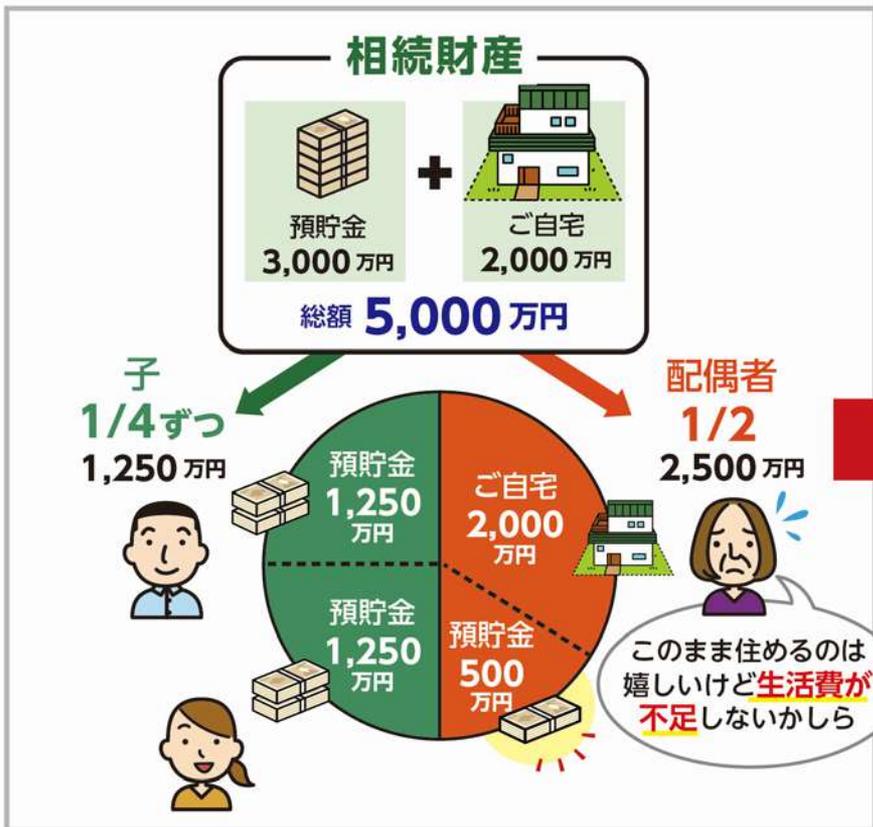
【相続の状況】相続人：配偶者、長男、長女

相続財産：自宅（2,000万円の評価額）、預貯金（3,000万円の残高）

分割内容：法定相続分で分ける（配偶者：2分の1、子：4分の1ずつ）

制度開始前

制度開始後



# お金のこと：節税対策-⑥「配偶者居住権」相続税の評価方法\_1

【配偶者居住権設定に伴う不動産の4つの権利】

- 建物：**①** 配偶者居住権 ……配偶者の権利
- ②** 建物の所有権 ……配偶者以外の相続人が相続する権利
- 土地：**③** 敷地利用権 ……配偶者の権利
- ④** 土地の所有権 ……配偶者以外の相続人が相続する権利

## 建物



配偶者居住権が設定された建物の評価方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{建物の} \\ \text{時価} \\ \text{(相続税} \\ \text{評価額)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数} - \text{存続年数}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{存続年数に応じた} \\ \text{法定利率による} \\ \text{複利現価率} \\ \hline \end{array}$$

②

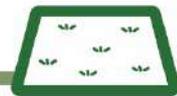
配偶者居住権の評価額

①

建物の  
時価  
(相続税  
評価額)

②

## 土地



敷地利用権が設定された土地の評価方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{土地の} \\ \text{時価} \\ \text{(相続税} \\ \text{評価額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{存続年数に応じた} \\ \text{法定利率による} \\ \text{複利現価率} \\ \hline \end{array}$$

④

敷地利用権の評価額

③

土地の  
時価  
(相続税  
評価額)

④

# お金のこと：節税対策-⑥「配偶者居住権」相続税の評価方法\_2

存続年数	端数処理後の複利現価率
6	0.837
7	0.813
8	0.789
9	0.766
10	0.744
11	0.722
12	0.701
13	0.681
14	0.661
15	0.642
16	0.623
17	0.605
18	0.587
19	0.570
20	0.554
21	0.538
22	0.522
23	0.507
24	0.492
25	0.478

## 【存続年数】

配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間とされている場合  
 配偶者居住権が設定された時における当該配偶者の平均余命

性別：女

年齢	平均余命	端数処理後
64	25.14	25
65	24.24	24
66	23.35	23
67	22.47	22
68	21.59	22
69	20.72	21
70	19.85	20
71	18.99	19

年齢	平均余命	端数処理後
84	8.94	9
85	8.30	8
86	7.70	8
87	7.12	7
88	6.57	7
89	6.05	6
90	5.56	6

高齢になると複利現価率が上昇→配偶者居住権等の評価が小さくなる

敷地利用権の  
土地の評価額に対する割合は

配偶者が70歳の場合：45%

配偶者が90歳の場合：15%

# お金のこと：節税対策-⑦墓地等の生前購入

## 相続税がかかる財産



土地・家屋



預貯金



株式



骨董品



借地権

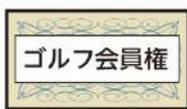
借地権



貸付金



著作権



ゴルフ会員券 など

## 相続税がかからない財産



お墓



仏壇



仏具



位牌 など

被相続人が生前にお墓を購入



今のうちに  
現金で購入しておこう



お父さん  
相続対策してくれて  
ありがとう

## 相続対策

預貯金等にかかるはずだった相続財産を減らすことができる  
結果として**相続税を低く抑える**ことになる  
また、相続人の負担を抑えることにもなる

# 事例：相続税額試算表

(単位：円)

一次		総額
課税財産	土地	910,790,000
	家屋	110,700,000
	現預金	100,000,000
	その他財産	0
財産合計(A)		1,121,490,000
債務		300,000,000
葬式費用		0
負債合計(B)		300,000,000
①課税価格(A-B)		821,490,000
②実効税率		30.72%
③相続税額		252,370,500
④配偶者税額軽減額		126,185,250
⑤一次相続税額		126,185,200

二次		総額
妻取得財産合計		410,745,000
①課税価格		410,745,000
②実効税率		22.91%
③二次相続税額		94,098,000
<b>納付税額の合計</b>		<b>220,283,200</b>

(単位：円)

一次		通常ベース	
課税価格合計額		821,490,000	
基礎控除額	4	54,000,000	
課税遺産総額		767,490,000	
推定相続人	推定相続分	推定取得金額	税額
妻(70歳)	1/2	383,745,000	149,872,500
長女(48歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
長男(45歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
次男(42歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
合計	1	767,490,000	252,370,500

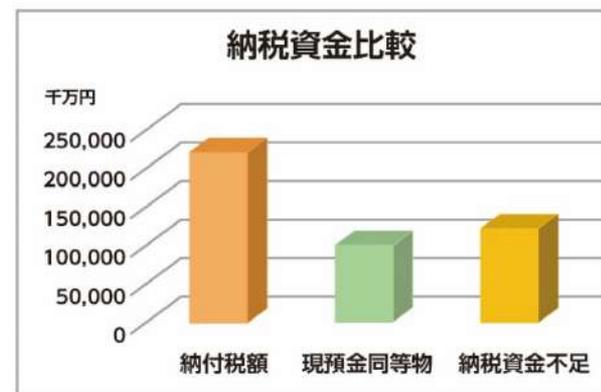
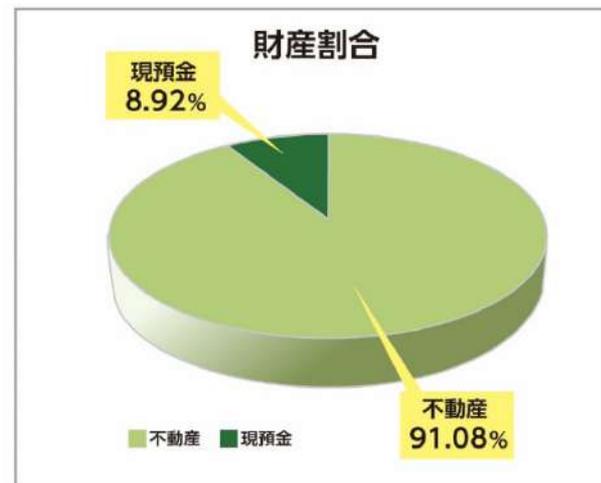
## 税率表

法定取得金額		税率	控除額
0円	1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

• 今回の試算は以下の前提条件に基づき計算した相続税の概算額です。

- ①法定相続分で取得したものと仮定して計算しております。
- ②令和3年1月1日時点で適用される税法に基づいています。
- ③ご自宅に小規模宅地等の減額特例を適用しています。

二次		通常ベース	
課税価格合計額		410,745,000	
基礎控除額	3	48,000,000	
課税遺産総額		362,745,000	
推定相続人	推定相続分	推定取得金額	税額
長女(48歳)	1/3	120,915,000	31,366,000
長男(45歳)	1/3	120,915,000	31,366,000
次男(42歳)	1/3	120,915,000	31,366,000
合計	1	362,745,000	94,098,000



# 事例：相続税額試算表（農地等の納税猶予）

## 生産緑地に農地等の相続税の納税猶予を適用した場合

(単位：円)

一次		総額
課税財産	土地	910,790,000
	家屋	110,700,000
	現預金	100,000,000
財産合計(A)		1,121,490,000
債務		300,000,000
葬式費用		0
負債合計(B)		300,000,000
①課税価格(A-B)		821,490,000
②実効税率		30.72%
③相続税額		252,370,500
④配偶者税額軽減額		49,990,250
⑤納税猶予額		152,390,000
⑥一次相続税額		49,990,200

二次		総額
妻取得財産合計		410,745,000
①課税価格		410,745,000
②実効税率		22.91%
③二次相続税額		94,098,000

<b>納付税額の合計</b>	<b>144,088,200</b>
----------------	--------------------

(単位：円)

一次		通常ベース	
課税価格合計額		821,490,000	
基礎控除額	4	54,000,000	
課税遺産総額		767,490,000	
推定相続人	推定相続分	推定取得金額	税額
妻(70歳)	1/2	383,745,000	149,872,500
長女(48歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
長男(45歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
次男(42歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
合計	1	767,490,000	252,370,500

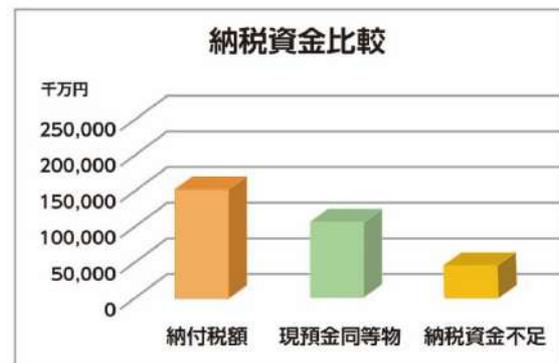
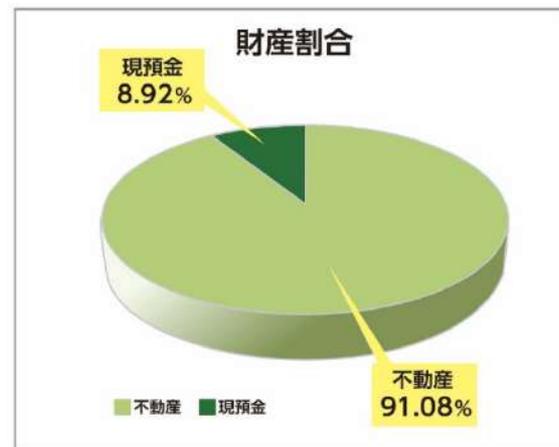
### 税率表

法定取得金額		税率	控除額
0円	1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

- ・今回の試算は以下の前提条件に基づき計算した相続税の概算額です。
  - ①法定相続分で取得したものと仮定して計算しております。
  - ②令和3年1月1日時点に適用される税法に基づいています。
  - ③農地等の納税猶予は長男に適用しております。
  - ④ご自宅に小規模宅地等の減額特例を適用しています。

二次		通常ベース	
課税価格合計額		410,745,000	
基礎控除額	3	48,000,000	
課税遺産総額		362,745,000	
推定相続人	推定相続分	推定取得金額	税額
長女(48歳)	1/3	120,915,000	31,366,000
長男(45歳)	1/3	120,915,000	31,366,000
次男(42歳)	1/3	120,915,000	31,366,000
合計	1	362,745,000	94,098,000

<b>通常の場合との差額</b>	<b>-76,195,000</b>
------------------	--------------------



# 事例：相続税額試算表（配偶者居住権）

## ご自宅に配偶者居住権を設定した場合

(単位：円)

一次		総額
課税財産	土地	910,790,000
	家屋	110,700,000
	現預金	100,000,000
	その他財産	0
財産合計(A)		1,121,490,000
債務		300,000,000
葬式費用		0
負債合計(B)		300,000,000
①課税価格(A-B)		821,490,000
②実効税率		30.72%
③相続税額		252,370,500
④配偶者税額軽減額		126,185,250
⑤一次相続税額		126,185,200

二次	総額
妻取得財産合計	410,745,000
配偶者居住権等の調整	-46,528,640
①課税価格	364,216,000
②実効税率	20.73%
③二次相続税額	75,486,000
<b>納付税額の合計</b>	<b>201,671,200</b>

(単位：円)

一次		通常ベース	
課税価格合計額		821,490,000	
基礎控除額	4	54,000,000	
課税遺産総額		767,490,000	
推定相続人	推定相続分	推定取得金額	税額
妻(70歳)	1/2	383,745,000	149,872,500
長女(48歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
長男(45歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
次男(42歳)	1/6	127,915,000	34,166,000
合計	1	767,490,000	252,370,500

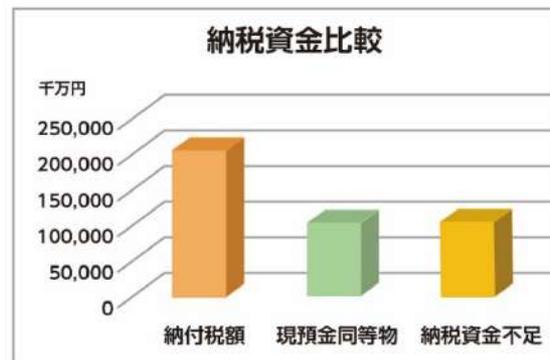
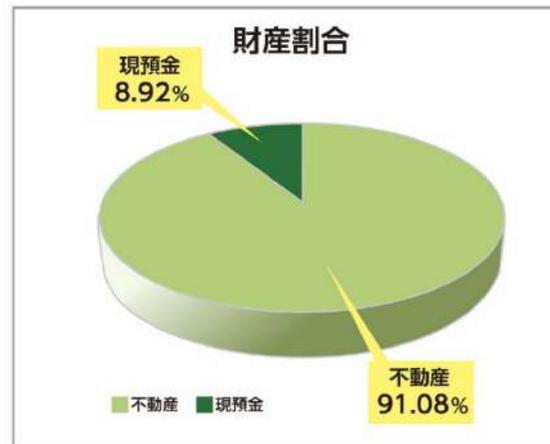
### 税率表

法定取得金額		税率	控除額
0円	1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

- 今回の試算は以下の前提条件に基づき計算した相続税の概算額です。
  - 法定相続分で取得したものと仮定して計算しております。
  - 令和3年1月1日時点に用される税法に基づいています。
  - 配偶者居住権は年齢70歳、木造、築年数20年として計算しております。
  - ご自宅に小規模宅地等の減額特例を適用しています。

二次		通常ベース	
課税価格合計額		364,216,000	
基礎控除額	3	48,000,000	
課税遺産総額		316,216,000	
推定相続人	推定相続分	推定取得金額	税額
長女(48歳)	1/3	105,405,000	25,162,000
長男(45歳)	1/3	105,405,000	25,162,000
次男(42歳)	1/3	105,405,000	25,162,000
合計	1	316,215,000	75,486,000

通常の場合との差額	<b>-18,612,000</b>
-----------	--------------------





**相続税は分割が確定していなくても**  
**相続開始後10ヶ月以内に申告・納税が必要**

**原則として“現金一括納付”**

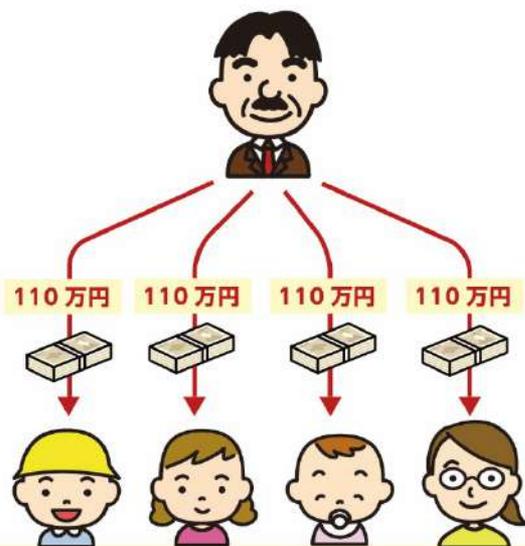


★ **納税資金をどう用意するのか？**



あらかじめ納税資金をどう用意するのか  
考えておくことが必要

- 金融機関はまとめた方が**相続手続きがスムーズ**
- 災害や盗難など、大事な書類の保管が心配  
⇒ **近くのJA支店の貸金庫**
- 預けたままになっている預貯金がある  
⇒ **一部を資産運用**  
⇒ **生前贈与**



相続人ではない孫に対する3年以内贈与は  
相続税の加算対象とならない

## 暦年贈与

贈与税の非課税枠(年110万)を  
有効に使いながら贈与していく

多額の相続税の納付には土地の売却が必要な場合も！



スムーズな売却  
売却までは駐車場として活用

測量費用による相続財産の減少  
境界確定を次世代に持ち越さない



農協で融資の相談もできる

納税対策

## 認知症になると、日常の取引はどうなるの？



本人確認ができないと預貯金の解約・振り込みができません

本人確認ができないと不動産の売却手続きはできません

成年後見制度をつかい、  
成年後見人をつけてください



これまでは「**成年後見制度**」のみが  
認知症になったときの選択肢でした  
しかし、成年後見制度をつかうと、  
それまで家族で行ってきた財産管理が  
できなくなります・・・

## 成年後見制度と民事信託

本人が認知症になると、生前贈与、遺言作成等の生前対策をすることができなくなる  
認知症になってしまった場合の対応と、事後の対策としては、以下のような制度がある

### ● 成年後見・任意後見制度

#### 「本人のため」に財産をしっかり守る制度

本人にとって本当に意味のある、合理的な支出しか認められない  
相続人や家族のメリットのある行為、例えば相続対策としての生前贈与、  
生命保険契約、投資商品の購入、借入、財産の処分等は不可



### ● 民事信託

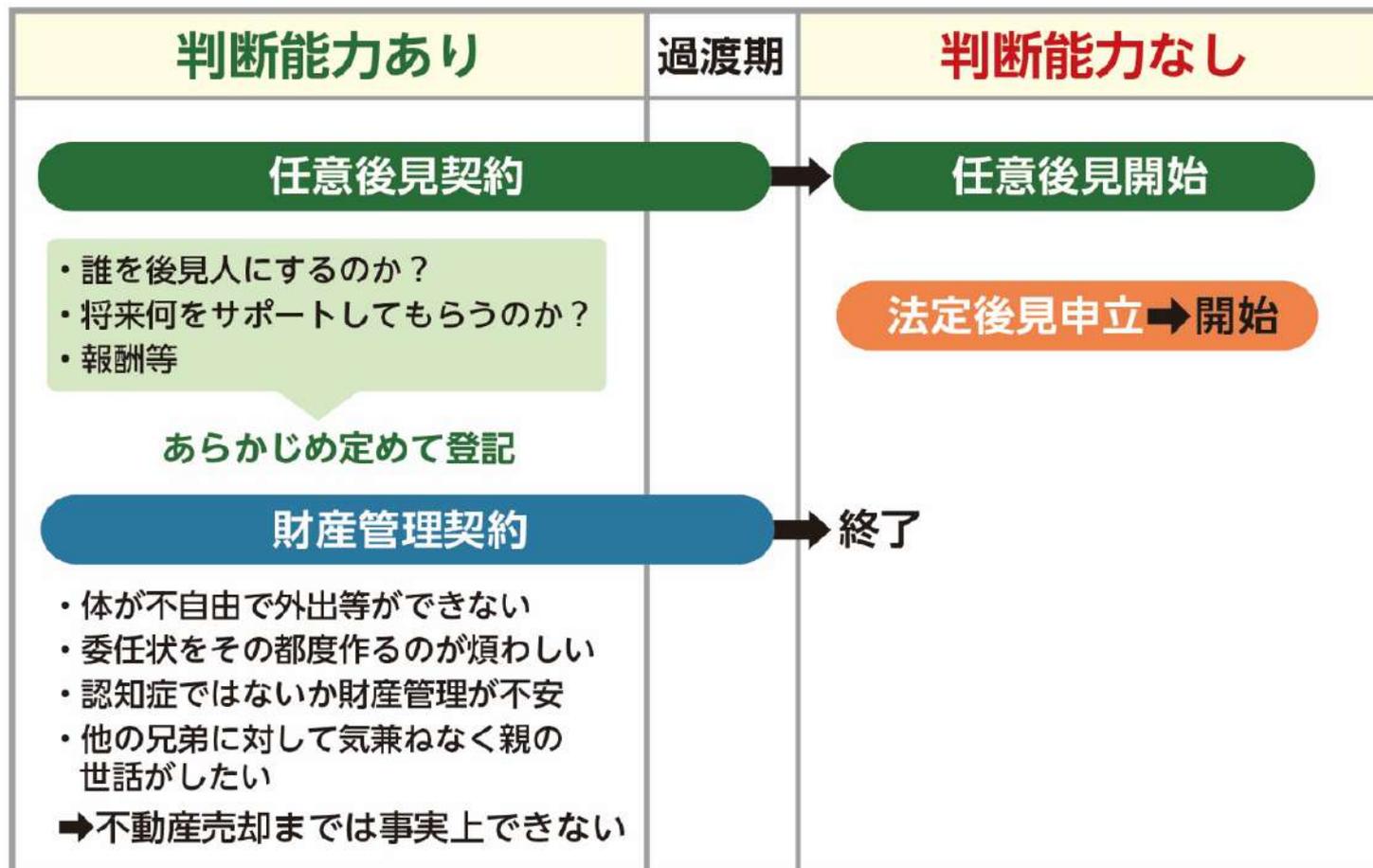
財産を持っている人が元気なときに、信頼できる相手に、

自分の財産の管理や処分をする権限を信じて託す方法のこと

元気な時に信託契約を締結しておくことで、任せた人（委託者）が病気や事故、認知症等で判断能力を喪失しても、託された人（受託者）が一切影響を受けずに、財産管理（生前贈与等の相続対策も含む）を遂行できる

1次相続のほか、2次相続・3次相続以降の資産の承継先も決めることができる(遺言の機能 + a)

## 成年後見制度の概略



## 『法定後見』とは

本人が認知症になった後に、家族などの申立てにより、家庭裁判所が後見人を選任する制度  
※判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の類型に分かれる

## 『任意後見』とは

本人が認知症になる前に、自分で（契約で）後見人を決定しておく制度  
※本人の判断能力が不十分となった時点で、任意後見人を監督する「任意後見監督人（専門職）」が選任され、契約に基づく支援がスタート

### 後見制度の注意点

- 1 財産が裁判所の監督下に置かれる**  
→原則として本人のためにしか財産は使えない。
- 2 後見人に専門家が選任される可能性が高い**  
→司法書士・弁護士が選任されるケースが多い。どの専門家になるかは裁判所が決定。
- 3 後見人や後見監督人に報酬がかかる**  
→専門家が後見人に就任した場合、およそ月3～4万円程度の費用がかかる。
- 4 相続税対策ができなくなる**  
→生前贈与・生命保険・不動産活用などの相続税対策ができなくなる。
- 5 後見制度をはじめると亡くなるまで続く**  
→原則として途中で後見を止めることはできない。

## 成年後見制度の課題

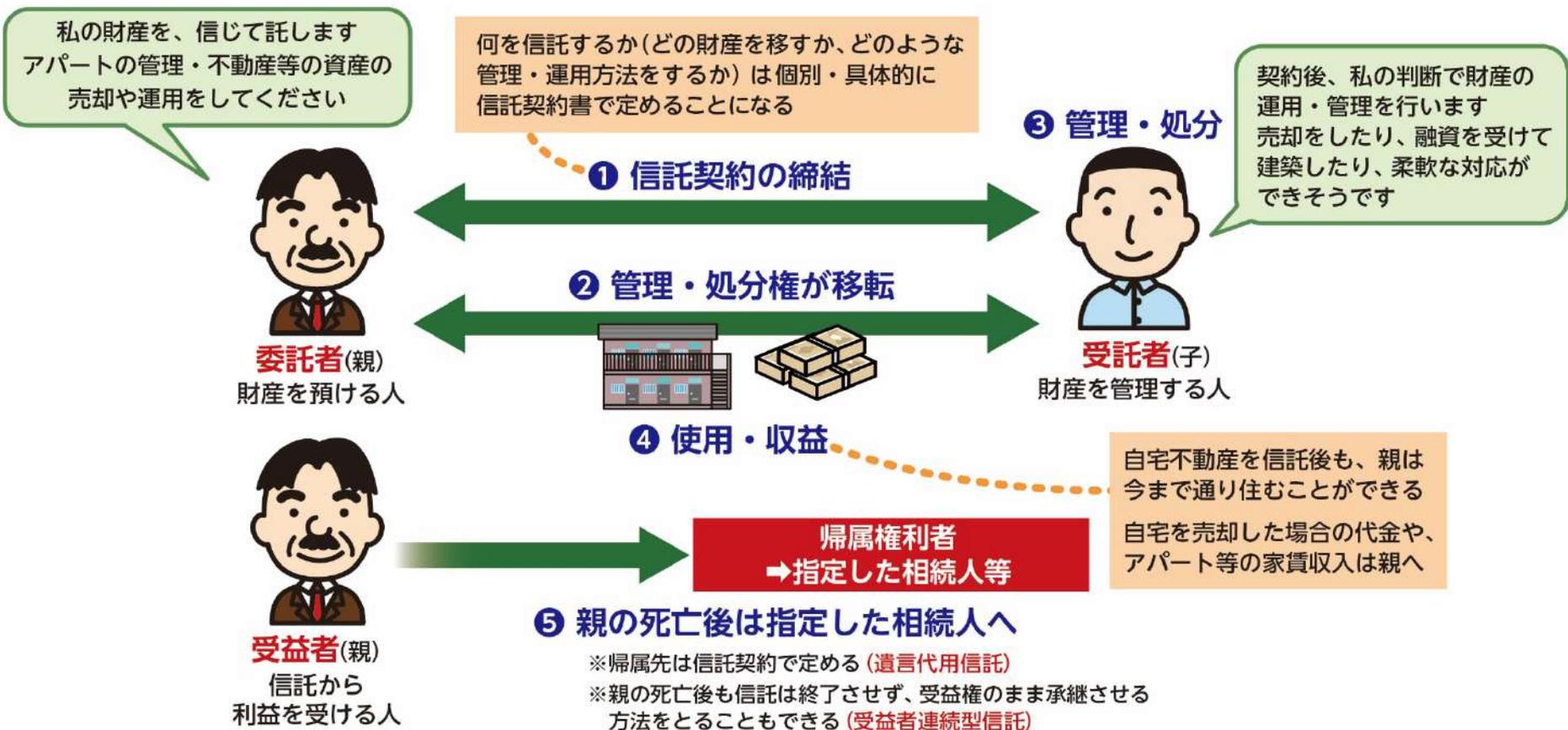


- 財産が多い方には、家庭裁判所が選任する専門家（弁護士・司法書士等）が選任される傾向にあり、家庭裁判所が定める報酬が定期的にかかる  
その役目は、申立の動機が終了しても、本人が回復するか、亡くなるまで原則続く
- 財産は、家庭裁判所の監督のもと管理される  
本人のための支出かどうか重要視され、柔軟な活用ができない

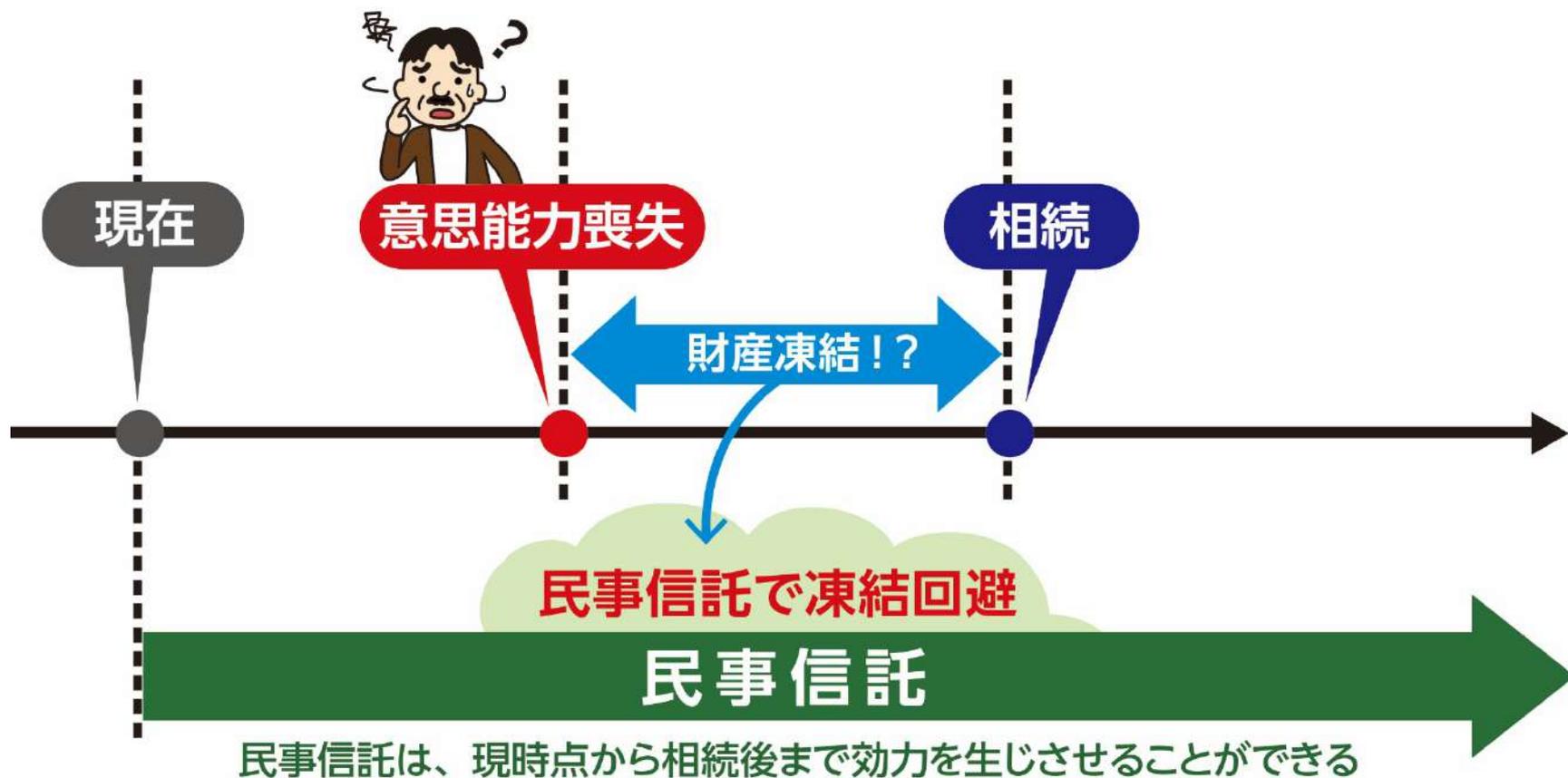
・・・など

成年後見制度に代わる選択肢として、  
今、「**民事信託**」が注目を浴びています

## 民事信託の基本形



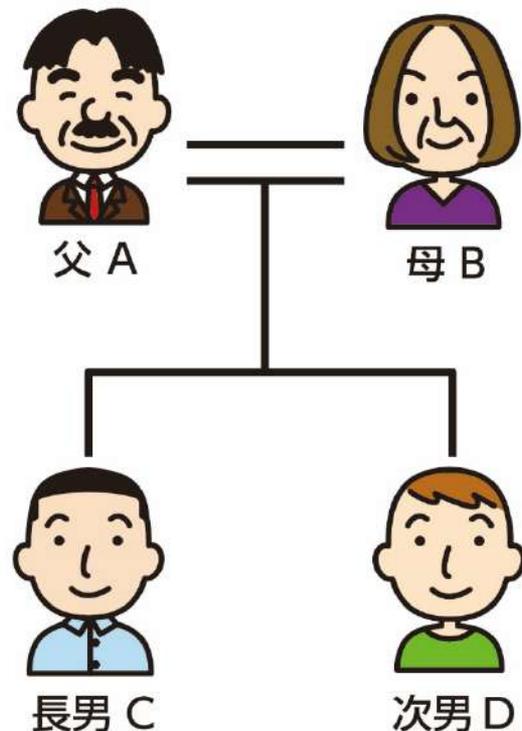
## 民事信託の効力



## 典型的な認知症対策の相談事例

自宅、老朽化したアパート1棟（ローンなし）、駐車場、その他生産緑地を保有する農家の長男であるCからの父Aの相続対策についてのご相談

- Cは農家を継ぐ気はなく、今後の生産緑地の活用方法、自宅や老朽化したアパートの建替、駐車場や現預金の管理をどうしていったら良いかのといった様々な不安を抱えていた
- 家を守っていきたい気持ちも強い一方、次男Dとの関係も良好ではなく、早めの対策を取りたいと思っていた
- 資産額も大きく、対策には中長期的な視点が必要だと感じている
- 最近父Aの物忘れが激しく、対策をしている最中に認知症を発症してしまう可能性もあった



## ご相談対応に先立って・・・

### 『職員の想い』とは

自宅、アパートの建替え、駐車場の売却、生産緑地の活用方法、相続税対策など、トータル的に相談にのって、組合員さんの力になりたい！



### 懸念事項

- アパート建替えや、不動産売買契約が決まったとしても、請負・売買契約、金銭消費貸借契約、抵当権設定契約前に、お父さまが認知症になってしまう可能性がある
  - 司法書士の本人確認、意思確認ができず、計画が頓挫する可能性あり
  - 後見制度を利用すると一切の対策行為ができなくなってしまう
- お父さまが亡くなられてしまったら、お母さまにある程度、相続してもらい、配偶者控除を受けないと相続税が多くかかってしまう可能性があるが、お母さまに財産を引き継いでいただくと、同世代のお母さまも認知症になっている可能性が高く、その後の相続税対策ができないかもしれない
- 生産緑地の解除をするか、継続するかの判断は、中長期的な判断が必要で、その間に認知症になってしまう身動きが取れなくなってしまう

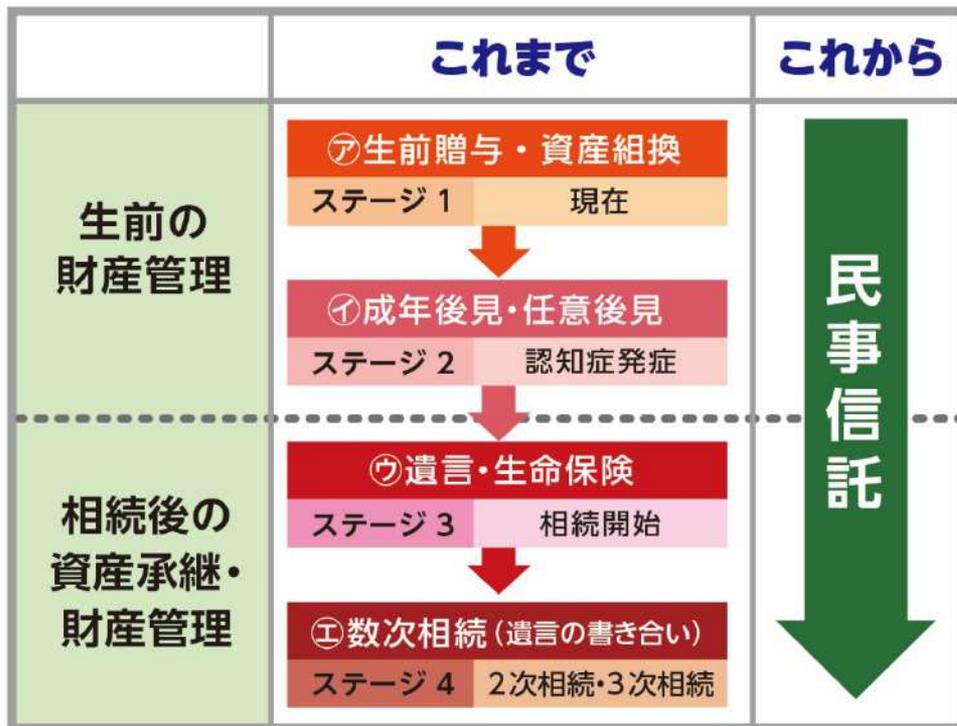
### 民事信託の効果

民事信託を利用することで、処分権限や管理権限が受託者に移り、後見制度ではできない柔軟が対策が可能になる

## 成年後見制度と民事信託制度の比較

	法定後見	任意後見	民事信託制度
契約	不要	必要	必要
開始時期	本人の意思能力がなくなったあと	本人の意思能力がなくなったあと	契約締結時からスタート可
終了時期	亡くなるまで	亡くなるまで	契約で定めた時まで
財産権の移転 (後見人・受託者へ)	しない	しない	する
個別の財産	不可	不可	可能 (個別の財産の信託組成可能)
節税対策	×	△	△(結果としての節税)
資産運用	×	△	○
他人の関与	他人である司法書士等 が後見人になること が多い	裁判所で選任された 司法書士・弁護士が 後見監督人になる	不要 (司法書士等を信託監督人等として 関与させることもできる)
後見報酬・ 信託報酬	裁判所が決める	契約で定められる (監督人報酬は裁判所)	契約で定められる
裁判所の監督	あり	あり	なし

## 一般的な財産管理・資産承継対策



【それぞれの段階の悩み】

### ステージ 1

「円滑な財産管理」「隠居したい（財産管理を任せたい）」

- ・不動産や株式が共有になると共有者全員の同意が必要で円滑に管理できない
- ・贈与税が高すぎて生前に名義を子どもに変更できない

### ステージ 2

「財産の凍結を避けたい」

- ・成年後見人がつくると、財産の凍結は避けられず、その後は相続対策・柔軟な財産管理ができない

### ステージ 3

「争続にたくない」

- ・遺言をしても遺留分の問題からは逃れられない

### ステージ 4

「先の代まで財産の道筋をつけたい」

- ・民法では遺言の書き合いしかない

「民事信託」なら、すべてのステージの対策が可能に！

## 遺言の比較表

遺言書の種類	公言証書遺言	自筆証書遺言	自筆証書遺言(改正後)
特徴	公証役場の公証人が 保管	本人が全文自筆で書く	本人が全文自筆で書く (財産目録のみパソコン等での作成が可能) 一部資料のコピー添付でも可 (署名捺印が必要)
すぐ作れるか	面倒	簡単	簡単
保管方法	公証役場	本人が保管	法務局でも可能
証人	2人以上	要らない	要らない
作成費用	かかる	かからない	かかる(印紙代：数百円程)
裁判所の検認	不要	必要	不要(法務局の保管の場合)

## 自身と家族を俯瞰した相続対策を・・・



相続対策は残された家族に対する思いやりです  
残された家族がいつまでも仲良く暮らせるように、  
相続の知識や考え方を身に付けておく必要があります  
「終活」「遺言書」等の言葉は、「死への準備」というイメージがあり、  
子どもから親へは言いづらい風潮があります  
「終活」は暗い話題ではなく“家族のつながり”を確認するきっかけに  
なるものです



「でも、言い出しづらいから親世代から能動的に行ってほしい！」

→ **子どもや孫世代の視点**

ご相談はお気軽に・・・」Aあさか野総合相談センターまで